

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 4 日現在

機関番号：17102

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2011～2013

課題番号：23730058

研究課題名(和文)競争法、公的執行機関、及び民間当事者一より実効的な相互関係を目指して一

研究課題名(英文) Competition Law, Public Enforcement Authorities and Private Parties: Towards a More Effective Interrelationship

研究代表者

VAN・UYTSEL S (Van Uytzel, Steven)

九州大学・法学(政治学)研究科(研究院)・准教授

研究者番号：30432842

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,400,000円、(間接経費) 720,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、リニエンシー・プログラムの有効性に焦点を当てた。リニエンシー・プログラムはカルテルに対して競争法を施行する最も強力な制度として執行機関の強い支援を受けたが、考慮すべき点がある。リニエンシー・プログラムはカルテル活動を抑止できない可能性がある点である。言い換えれば、リニエンシー・プログラムがあるにもかかわらずカルテルは形成されるのである。カルテルが海外で摘発された場合を除けば、リニエンシー・プログラムはカルテル参加者の一つを罰することにすぎない。しかし、ここにおいてリニエンシー・プログラムは、執行機関が違法なカルテル活動の証拠を入手する手助けになり得る。

研究成果の概要(英文)：This research has focused on the effectiveness of the leniency programs. Even though the leniency program is actively supported by enforcement agencies as the best tool to enforce competition law against cartels, there are several elements that the enforcement agencies need to take into consideration. Firms may not be deterred by the existence of a leniency program. In other words, even with a leniency program, cartel will be formed. Leniency programs tend to be used to punish one of the cartel members, unless the cartel has been exposed abroad. Despite these concerns, a leniency program may facilitate obtaining evidence of the illegal cartel activity for the enforcement agencies.

研究分野：法律

科研費の分科・細目：経済法・独占禁止法

キーワード：リニエンシー制度 課徴金減免制度 カルテル ICN コレクティブ・アクション カルテルの摘発促進
カルテルの抑止

1. 研究開始当初の背景

(1) 日本は2005年の課徴金減免制度の採択によって、独占禁止法の施行に関して国際的流れに追いついた。2006年の制定後ほどなくして、識者や弁護士らは同制度に好意的なコメントを発表した。同制度導入から数年間で多数の適用事例があったため、このようなコメントが誘発されたのであり、該当するカルテル事例は記録的短期間で処理された。米国や欧州で制裁措置減免制度を適用し始めた当初に比べ、日本では課徴金減免制度とカルテル処分の適用は格段に成功していた。企業は課徴金減免制度を使用し続けていたが、2010年には驚くべき変化が始まった。同制度の適用で、課徴金の減免しか受けないケースが続出し、課徴金免除は皆無となったのである。本調査企画書は、日本の課徴金減免制度の実施状況を実験的に調査することを目的としている。

2. 研究の目的

(1) この研究は、独占禁止法を公的に執行する必要があるか否かという疑問について詳しく述べている。それが明らかになれば、所轄官庁は効果的な執行手段が必要となる。この研究では課徴金減免制度を執行手段として取り上げ、日本の同制度の有効性を調査する。

3. 研究の方法

(1) このプロジェクトで適用された今回の研究の方法は実験的なものである。課徴金減免制度が利用された事例から、アンケートや取材を通して実験データを得た。アンケートは弁護士やカルテル参加団体に配布した。アンケートは次の質問の回答を得る目的で作成された。1) 課徴金減免制度は独占禁止法の執行に寄与しているか。2) どのように寄与しているか。3) 日本の公正取引委員会の裁量権はどの程度許されるか。4) 企業が課徴金減免制度を利用する理由は何か。5) 企業が課徴金減免制度を利用しない理由は何か。6) 企業は課徴金減免制度を脅威と考えているか。7) 課徴金減免制度に対する弁護士の見方はどのようなものか。取

材は、日本の公正取引委員会の当局者、二次的には欧州委員会の当局者に対して行った。

4. 研究成果

コレクティブ・アクション

(1) 本研究では、競争法の執行を支援する2種類の一般市民、つまり被害者側と侵害者側について取り上げた。被害者側には、個人では公正さを手にするのは難しいと感じられるものである。誰かの力でコレクティブ・アクションできる可能性が生じても、被害に苦しむ個別的な請求権がみな公正さを手にすることができるわけではない。この観点から、本研究では司法当局の必要性を論じた。

透明性の高い課徴金減免制度

(2) この調査で、日本の課徴金減免制度は単純明瞭で透明性が高いことがわかった。おそらくそのために適用例が多く、公正取引委員会が処理しきれない状況を招いていると思われる。適用事例が膨大であるにもかかわらず、カルテルに関する相当数の決定が公正取引委員会によってなされてきたことは否定できない。その有効性を評価するために、この研究では、課徴金減免制度適用の結果カルテル形成の抑止につながったかどうか、カルテル発見や法律執行の促進につながったかどうかを調べた。

カルテルの抑止

(3) 課徴金減免制度がカルテル形成を抑止しているかどうかを評価するのは容易ではない。抑止力をはかるためには、結果を左右すると言われている以下のファクターを考慮する必要がある。1) 抑止力は、違反しようとする者がその違反行為に適用される法律や制裁をどの程度知っているか。2) 違反行為が摘発されるリスクをどの程度認識しているか。3) 摘発された場合、法律が執行され、制裁を受けるリスクをどの程度認識しているか。

(4) 日本では、課徴金減免制度を申請するのは

大多数が大企業である。そのほとんどは上場しており、いずれも法務部が法務担当役員を擁している。さらに、コンプライアンスマニュアルを作成している。このコンプライアンスマニュアルはたいていコンプライアンス会議をもって補完している。弁護士はまた、この種の会議に頻繁に参加すると表明しており、これは業界を問わず共通している。企業が法律を認識していることが、原理上、法律遵守に寄与していると思われる。

(5)法律を知っているにもかかわらず、摘発の可能性を誤認すると法律遵守の妨げとなる場合がある。日本の企業人は、摘発の可能性は低いと信じる傾向がある。弁護士もこの点については同感のようである。さらに課徴金減免制度の申請全てが決定に繋がっているわけではない(500件以上の申請が未処分)ことを加味すれば、公正取引委員会がカルテル全件を考慮するという新たな認識も可能である。事実、最近のカルテル決定を見ると、公正取引委員会は大がかりな調達事例や、外国の審査に関わるカルテル案件や、海外の審査に関わるカルテル事例から飛び火したと見なされるようなカルテル事例しか考慮に入れていない。したがって、たとえ摘発を受けても、制裁を一切加えられない可能性がある。

(6)カルテルに関する法律が適用されるという認識が歪むと、課徴金減免制度が効果的な抑止力になるという議論は難しくなる。日本におけるデータをもとに、複数の指標から、カルテルが横行していると言うことも可能である。その指標とは次のようなものである。1)カルテルの罰金が減っていない。2)カルテルの継続期間が縮小しない。3)所轄官庁の作業量が変わらない。4)企業が、たとえ高額な罰金が公表され発覚した後でもカルテル形成に固執し、長期間続ける傾向がある。

カルテルの摘発促進

(7)日本の課徴金減免制度は2006～2012会計年度の間計725件適用された。同期間に、この725件のなかで86件がカルテルという決定を受けた。より重要なのは、この725件がカルテル摘発に当たるかどうかである。我々は少なくとも202社、つまり202の申請者が課徴金減免制度の恩恵を受けていることを知っている。残る523件について起きたことを、直接公開データから差し引くことはできない。これらの申請事例をこれ以上調査しないのであれば、現実の摘発と見なすことは難しい。

(8)課徴金減免制度の恩恵を受けた202件を摘発と見なすことは可能だろうか。残念ながら、この疑問に対する答えは(良識では)否と言わざるを得ない。課徴金減免制度適用の大多数にあたる合計131件は、免責という位置づけだった。いずれも、新たに摘発できたカルテルのスタートとは見なされない。日本の申請手続きを見ると、課徴金減免制度申請がカルテルの摘発に貢献してきたかどうかという評価をすることも困難である。実際、日本の課徴金減免制度では、最初の申請者が提出した情報に追加情報や新情報は求められない。にもかかわらず、課徴金減免制度申請者の少数派は50%減少し(12件)、多数派は30%減少し(119件)審査後の段階にあり、大多数の事例について公正取引委員会は、最初の申請については「朝駆け」で勝負できるほどの十分な情報を持っていることになり、したがってそれ以外の情報はカルテルの摘発には必要なかったとも言える。

(9)免責申請の57件が全てカルテル行為の摘発にあたりと見なすことはできるのだろうか。これも良識的には否であると回答せねばなるまい。57の申請全てが相互に無関係で海外の一切の審査にも関わりのない場合にはじめて、摘発という形をとることができる。個々の免責申請は課徴金減免制度施行初期には頻繁に見られた。しかし執行データは、相互に無関係のカルテル決定を

全て反映しているわけではない。一部には、関連はあるにもかかわらず、カルテルを狭義に捉えることによってそれぞれが別個のものとして描写されている決定がある。さらに、海外での審査がきっかけとなってカルテルが形成された事例もある。該当業界の調査の結果生まれたカルテルもあると推測することもできよう。(というのも、そのようなカルテルは50%減少という高い数値結果をもたらすからである)

執行の促進

(10)この研究では、課徴金減免制度がカルテル抑止や摘発に効果がない場合という条件で、課徴金減免制度が執行に寄与するかどうかを評価した。同制度が施行される前と比較して、カルテル決定が多数生まれているということはない。しかし、課徴金減免制度が施行されて以来、新しいタイプのカルテルが見つまっている。同制度の施行前は、カルテル決定のほとんどは政府の調達に関わる談合であったが、同制度採択後の執行は、バランスのとれたものとなった。私的な調達に関わる価格協定や談合の摘発は以前より目立つようになった。また、同制度採択以降、国際カルテルが顕著になっている。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 11 件)

Mark Fenwick, Steven Van Uytsel and Stefan Wrbka, Networks and Networked Governance, in Networked Governance, Transnational Business and the Law (Fenwick, Van Uytsel & Wrbka eds., Springer 2014) (査読無)

Steven Van Uytsel, The International Competition Network, Its Leniency Best Practice and Legitimacy: An Argument for Introducing a Review System, in Networked Governance, Transnational Business and the Law (Fenwick, Van Uytsel & Wrbka eds., Springer 2014) (査読無)

Steven Van Uytsel: Leniency under the Japanese Antimonopoly Law: Towards the End of the Cartel Archipelago?, in Cartels in Asia (Cheng & Ong eds., CCH Wolters Kluwer Business, 2014) (査読有)

Steven Van Uytsel, Kyushu University Legal Research Bulletin, Leniency in Japan: An Empirical Survey of its Use, Vol.4, 2014, pp.1-20, available <http://researchbulletin.kyudai.info/> (査読無)

Steven Van Uytsel, 公取引、課徴金減免制度-その実効性の評価、Vol.749、2013、p.84 (査読無)

Steven Van Uytsel, The Intellectual Property and International Trade Law Forum, Involving Cartel Members in the Enforcement of Competition Law: Japan as an Example, Special Issue, 2012, pp.605-631 (査読無)

Steven Van Uytsel, Collective Actions, Access to Justice and Multilayer Interests: Enhancement and Reconciliation in the Field of Competition Law?, in Access to Justice in Collective Actions: Enhancing Access to Justice and Reconciling Multilayer Interests? (Wrbka, Van Uytsel & Siems eds., Cambridge, 2012) (査読有)

Stefan Wrbka, Steven Van Uytsel and Mathias Siems, Access to Justice and Collective Actions: Florence and Beyond, in Collective Actions: Enhancing Access to Justice and Reconciling Multilayer Interests? (Wrbka, Van Uytsel & Siems eds., Cambridge, 2012) (査読有)

Steven Van Uytsel, China's Antimonopoly Law and Its Recurrence to Standards, in Law and Development in Asia (Gerald McAlinn and Caslav Pejovic eds., Routledge, 2012) (査読有)

Steven Van Uytsel, ASLI Working Paper Series, Hybridization of Competition Law Enforcement: Some Lessons From Japan's Introduction of the Leniency Program, No. WPS027, 2012, available http://law.nus.edu.sg/asli/working_paper_series.aspx (査読有)

Steven Van Uytsel, COJ Comparative Law Journal, Collective Actions: Enhancing Access-to-Justice in Competition Law?, Vol. 3, No.3, 2011, pp. 1-40 (査読無)

[学会発表](計 14 件)

Steven Van Uytsel and Bi Ying, Economic Integration Through Effective Competition Enforcement, Asian Competition Forum's Regional and Domestic Economic Integration: The Role of Competition, Hong Kong, December 7-10, 2013 (The Hong Kong Polytechnic University, Hong Kong)

Steven Van Uytsel, Cartels and Leniency: The Japanese Experience, presentation at the Faculty of Law of Nagoya University, Nagoya, October 20, 2013 (Nagoya University)

Steven Van Uytsel, Leniency Under the Japanese Antimonopoly Law: Towards the End of the Cartel Archipelago, presentation at Competition Law and Cartels: An Asian Perspective, Singapore, August 4-6, 2013 (National University of Singapore, Singapore)

Steven Van Uytsel, An Empirical Analysis of the Leniency Program of Japan, presentation for Thai Fair Trade Commission, Fukuoka, April 20, 2013 (Kyushu University)

Steven Van Uytsel, Cartels in Japan, Expert Opinions in the Light of a Leniency Program, presentation for Thai Fair Trade Commission, Fukuoka, April 20, 2013 (Kyushu University)

Steven Van Uytsel, Leniency Programs in Competition Law, presentation for Chulalongkorn University LL.M. Program, Fukuoka, April 3, 2013 (Kyushu University)

Steven Van Uytsel, The International Competition Network and its Legitimacy, presentation at 8th Annual Law Conference, Fukuoka, February 10-11, 2013 (Kyushu University)

Steven Van Uytsel, Cartel Enforcement: What are Efficient Enforcement Tools?, presentation at the Faculty of Law of Zhejiang University, Hangzhou, December 13-14, 2012 (Zhejiang University, China PRC)

Steven Van Uytsel, Re-thinking the Effects of Leniency Programs: Is the Japanese Experience Really Counter-Intuitive?, presentation at Asian Competition Forum's Establishing Sound Enforcement Priorities and Processes Symposium, Hong Kong, December 10-12, 2012 (The Hong Kong Polytechnic University, Hong Kong)

Steven Van Uytsel, A Behavioral Law and Economics Perspective on Optimal Sanctions and Leniency Programs as a Means to Enforce Cartel Law, presentation at the German-Japanese Symposium on Law and Behavior, Munich, March 21-22, 2012 (Ludwig Maximilian University of Munich, Germany)

Steven Van Uytsel, Hybridization of Competition Law Enforcement: Some Lessons From Japan's Introduction of the Leniency Program, presentation at the Asian Law Institute, Singapore, March 9, 2012 (Faculty of Law, National University of Singapore, Singapore)

Steven Van Uytsel, The Japanese Leniency Program, 5 Years in Operation, Bangkok, January 11, 2012 (Faculty of Law, Chulalongkorn University, Thailand)

Steven Van Uytsel, China's Anti-monopoly

Law and Economic Development: Economic Development or Rent Seeking?, presented at 2011 Institutions and Economics International Conference on Institutions, Law, and Economic Development, Fukuoka, August 17-18, 2011 (Japan Association of Institutional Economics)

Steven Van Uytsel, The Japanese Leniency Program, presentation for the Thai Office of the Judiciary, Fukuoka, June 13, 2011 (Kyushu University)

[図書] (計 2 件)

Mark Fenwick, Steven Van Uytsel and Stefan Wrba, Networked Governance, Transnational Business and the Law (Springer 2014)

Stefan Wrba, Steven Van Uytsel and Mathias Siems, Collective Actions: Enhancing Collective Access to Justice and Reconciling Multilayer Interests? (Cambridge University Press, 2012)

[産業財産権]

出願状況 (計 件)

名称:
発明者:
権利者:
種類:
番号:
出願年月日:
国内外の別:

取得状況 (計 件)

名称:
発明者:
権利者:
種類:
番号:
取得年月日:
国内外の別:

[その他]

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

Steven Van Uytsel, Kyushu University, Associate Professor

研究者番号: 30432842

(2) 研究分担者

()

研究者番号:

(3) 連携研究者

()

研究者番号: